

# 紀南環境広域施設組合負担金条例

制定 平成25年8月1日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、紀南環境広域施設組規約（平成25年規約第1号。以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、組合が共同処理する事務につき、組合を組織する市町（以下「関係市町」という。）が負担すべき負担金の負担割合その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、規約で使用する用語の例による。

(負担金の負担割合)

第3条 負担金の負担割合は、別表左欄に掲げる区分に従い、同表右欄に定める割合による。

(負担金の額)

第4条 負担金の総額は、毎年度組合が予算で定める額とする。この場合において、管理者は、その予算の原案の作成に当たっては、あらかじめ関係市町の意見を聴かななければならない。

2 管理者は、前項の規定による負担金の総額を前条の規定による負担割合に基づいて関係市町ごとに算定し、関係書類を添えて関係市町の長に通知しなければならない。

(負担金の納入)

第5条 関係市町は、前条第2項の規定により算定された負担金を、毎年度指定された期限までに組合に納入しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

共同処理する事務に要する経費	負担割合
1 衛生費に要する経費	ごみ量割 100分の100
2 議会費、総務費及び予備費に要する経費	均等割 100分の5 ごみ量割 100分の95